

「確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令案」について改めて意見公募
手続きを実施した件について

令和 8 年 6 月 24 日
厚生労働省年金局企業年金・個人年金課

「確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令案」については、平成 28 年 12 月 28 日から平成 29 年 1 月 26 日までの間で御意見を募集しておりましたが、平成 29 年 1 月 19 日から同年 2 月 17 日までの間で改めて意見公募手続きを実施したので、行政手続法第四十三条第四項の規定に基づき、下記のとおり公示いたします。

○定めようとした命令の題名

- ・ 確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令

○案の公示の日

- ・ 平成 28 年 12 月 28 日(火)

※行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）抄

（結果の公示等）

第四十三条 命令等制定機関は、意見公募手続きを実施して命令等を定めた場合には、当該命令等の公布（公布をしないものにあつては、公にする行為。第五項において同じ。）と同時期に、次に掲げる事項を公示しなければならない。

- 一 命令等の題名
- 二 命令等の案の公示の日
- 三 提出意見（提出意見がなかった場合にあつては、その旨）
- 四 提出意見を考慮した結果（意見公募手続きを実施した命令等の案と定めた命令等との差異を含む。）及びその理由

2・3 （略）

- 4 命令等制定機関は、意見公募手続きを実施したにもかかわらず命令等を定め
ないこととした場合には、その旨（別の命令等の案について改めて意見公募
手続きを実施しようとする場合にあつては、その旨を含む。）並びに第一項第
一号及び第二号に掲げる事項を速やかに公示しなければならない。

5 （略）

以上